

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第44号

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当規則（平成 4 年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項を次のように改める。

- 3 次に掲げる場合には、条例第19条の 2 第 2 項の規定による手当を支給しない。この場合において、職員が従事した同項に規定する勤務は、同条第 1 項に規定する勤務とみなす。
- (1) 条例第19条の 2 第 1 項に規定する勤務に従事した後、引き続いて同条第 2 項に規定する勤務に従事した場合
  - (2) 条例第19条の 2 第 2 項に規定する勤務に従事した後、引き続いて同条第 1 項に規定する勤務に従事した場合

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。